横須賀美術館展示スペース等照明LED化および監視カメラ改修ESCO事業

事業公募型プロポーザル

実施要項

令和７年（2025年）７月

横須賀市

**横須賀美術館展示スペース等照明LED化および監視カメラ改修ESCO事業**

**事業公募型プロポーザル実施要項**

（目次）

[１　募集の趣旨 1](#_Toc199066814)

[２　事業概要 1](#_Toc199066815)

[３　参加条件 2](#_Toc199066816)

[４　事業全体スケジュール（予定） 6](#_Toc199066817)

[５　提案時の提出書類・作成要領 10](#_Toc199066818)

[６　審査及び審査結果の通知 11](#_Toc199066819)

[７　その他 13](#_Toc199066820)

[８　契約に関する事項 13](#_Toc199066821)

# １　募集の趣旨

横須賀市（以下「本市」という。）では、脱炭素社会への移行に向けた取組を進めていく姿勢を表明するため、「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」の表明や「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」の制定を行うとともに、総合的に施策を推進するため「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地球温暖化対策実行計画として、「ゼロカーボンシティよこすか2050アクションプラン」（以下「プラン」という。）を策定した。

プランの基本方針のひとつに「省エネルギーの推進」を掲げ、本市の事務事業に伴うエネルギー消費の多くを占める照明・空調機器を高効率機器へ更新する等、エネルギーの消費抑制及び効率的な活用に取り組むこととしている。加えて、「水銀に関する水俣条約」により、令和２年（2020年）12月をもって、水銀ランプの製造及び輸出入が禁止されたこと、また、令和５年（2023年）11月の「水銀に関する水俣条約第５回締約国会議」において、令和９年（2027年）末までに蛍光灯の製造・輸出入が終了となることが決定し、照明のLED化は喫緊の課題となっている。

これらを踏まえ、横須賀美術館において、ESCO事業の手法により、民間企業のノウハウや技術力を活用することで、展示スペース等における照明のLED化を推進し、省エネルギー化および二酸化炭素排出量の低減を図ることを目指す。また、これと併せて、老朽化が進む照明設備用の調光制御盤及び操作機器等関係機器、防犯カメラシステムの更新を実施する。

本事業は、上記の目的に合致する民間事業者から、設備機器の維持管理及び改修工事等を含めた一括提案を受け、本市にとって最も優れていると考えられる提案を選定するため、公募を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った参加者（以下「優先交渉権者」という。）は、本市と事業契約の締結に向けた協議を行い合意に至った場合、事業契約を締結し、本事業を実施するものとする。

# ２　事業概要

1. 事業名

横須賀美術館展示スペース等照明LED化および監視カメラ改修ESCO事業

1. 契約方式

ギャランティード・セイビングス方式（自己資金型）

本事業においては、ESCO事業者の提案する省エネルギー改修等に要する初期費用分の資金を本

市が調達する。

1. 対象施設

横須賀美術館（横須賀市鴨居4丁目1番地）

1. 事業の内容

ア　「対象設備リスト」に掲げる照明設備のLED更新工事及び省エネルギー効果検証・保証業務

　　イ　調光制御盤及び操作機器等関係機器の更新工事

　 ウ　防犯カメラ設備の更新工事

1. 契約期間

契約締結日から令和９年３月31日まで。

ただし、一部範囲の照明設備更新工事は令和８年３月31日までに、それ以外の更新工事は令和８年７月頃までに完遂すること。

また、前項アのうち、省エネルギー効果検証・保証業務に関しては、当該年度以降についても、毎年度、本市議会において当該予算が承認され、かつ、双方合意がある場合に限り、最大令和11年３月31日までの間、年度ごとに同一内容、同一単価で契約を締結する予定。なお、受託者が当該契約を延長して締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の４ヵ月前までに通知すること。

1. 事業費限度額

　　　 215,564,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

　　　 ア　契約締結日から令和８年３月31日まで　86,924,000 円

　　　 イ　令和８年４月１日から令和９年３月31日まで　128,640,000円

　　　　※プロポーザルの実施に当たり、ア、イは本事業の規模を示すためのものである。

# ３　参加条件

1. 参加条件

　　　参加者は、ESCO事業を行う能力を有する単独事業者あるいはグループ（複数の企業の共同体）とする。

グループで参加する場合は、以下を満たすこととする。

ア　事業役割を担う代表者を１者選定すること。

イ　参加表明時に、参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ　事業役割を担う者は本市との窓口になり、参加を含むそれ以降の提案に係る諸手続きを行い、各構成員は連帯して業務遂行の責を負うこと。なお、各構成員は、他のグループの構成員として本プロポーザルに参加することはできない。

また、構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

エ　参加者は、提案書提出後において、事業運営を目的とした特定目的会社を設立することも可能とする。その場合、設立条件等に関しては、本市と協議した上で合意を得ること。なお、「参加時のグループの構成員」と「特定目的会社設立後の特定目的会社とそれ以外の企業からなるグループの構成員」は同一性があることとし、さらに特定目的会社への移行手続の際は、グループ全社の同意及び本市の承諾のもとに設立し、事業を引き継ぐこととする。また、特定目的会社と参加当初の事業役割を担う者は同一性があることとする。

（２） 参加者の役割

　　ア 参加者は、ESCO事業者として次の役割をすべて担うこと。グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。

(ア)事業役割

本市との対応窓口となり契約等諸手続を行い、事業全体を統括し事業遂行の責を負うとともに、削減量が達成できない場合には補償措置を講じること。また、使用する機器の調達を行うとともに、その性能等の責を負うものとする。

(イ)設計役割

詳細調査及び設計に関する業務・監理に関する業務を全て実施するものとする。

(ウ)施工役割

施工に関する業務を全て実施すること。

(エ)その他役割

維持管理や効果検証等の本事業の遂行に必要なその他業務を実施すること。

イ 事業役割、設計役割、施工役割、その他役割を担う者がそれぞれ異なる場合には、本市との契約時に適正な委託契約又は請負契約を締結し、その契約内容について事前に本市の了承を得なければならない。

ウ 事業役割を複数の構成員で担う場合は、各構成員間の事業役割に関する、別途合意書を本市に提出するものとする。なお、その合意書には、事業役割を担う全構成員が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとする。また、事業役割を担う構成員から１者を代表者として本市との対応窓口とする。

（３）参加者の資格

ア 参加者は、以下の要件を満たすものとする。なお、グループで参加する場合は、グループとして以下の要件を満たす必要があるものとする。

(ア)参加者は、参加表明書等提出書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

(イ)参加者は電気使用量及び二酸化炭素排出量の削減量、年間電気料金削減予定額を提案することができる者であること。

(ウ)参加者はESCOサービス期間中、設備の維持管理及び効果検証を行うことができ、かつ部品供給や代替照明器具の供給ができる者であること。

イ　事業役割を担う構成員は、以下の要件を満たすものとする。

　(ア)横須賀市競争入札参加有資格者名簿（かながわ電子入札共同システム）に登録されていること。

(イ)直近５年度以内に国、地方公共団体の庁舎において、ESCO、リースによるLED化事業を受託、かつ遂行した実績を５件以上有すること。

(ウ)本市に本店又は営業所を構えていること。

ウ　設計役割を担う構成員は、以下の要件を満たすものとする。

1. 横須賀市競争入札参加有資格者名簿（かながわ電子入札共同システム）に登録されていること。
2. 直近５年度以内に国、地方公共団体の発注するLED化事業の設計業務を受託、かつ遂行した実績を５件以上有すること。

エ　施工役割を担う構成員は、以下の要件を満たすものとする。

かながわ電子入札共同システムの業種「工事」：営業種目「電気」に登録されている業者で構成することとし、且つ建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項に規定する「特定建設業」の許可を受けている者であること。

（４）参加者の制限

次に掲げる者は、参加者及び参加者の構成員となることはできない。

ア　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４第１項の規定に該当する者

イ　入札、契約に関する法令及び契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）に違反している者

ウ　横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中である者

エ　参加資格の確認後から審査終了までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項若しくは第５項の規定による営業停止処分を受けている者

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律77号)第３条又は第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者

カ　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者

キ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項又は第２項の規定による更正手続開始の申し立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第１項及び第２項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。以下｢更正手続開始の申し立て｣ という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41 条第１項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあたっては、更正手続開始の申し立てをしなかった者又は更正手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

ク　提出書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

ケ　不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者

コ　前年度の法人事業税、消費税及び地方消費税、市税を滞納している者

（５）参加に関する留意事項

ア 費用負担

　　 参加に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、参加者の負担とする。

イ 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は参加者、グループの場合は各構成員に帰属するが、提出書類は返却しない。また、本市は、参加者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

ウ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

エ 配布資料の取扱い

本市が配布する資料は、参加に関する検討以外の目的で使用してはならない。

オ 参加者の複数提案の禁止

参加者は、１つの提案しか行うことができない。

カ　複数の参加者の構成員となることの禁止

構成員は、他の参加者の構成員となることはできない。

キ　構成員の変更の禁止

構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

ク 提出書類の変更禁止

参加者は、提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りでない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

ケ 虚偽の記載

提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

（６）事業者選定の流れ

ア 参加者の条件

参加者は、「３　参加条件」を満たす者とする。

イ 参加条件の確認及び提案要請

参加者の提出書類を確認し、参加条件を満たした者に対し、提案書の提出を電子メールで要請する。

ウ 優先交渉権者の選定

プロポーザル評価委員会により、選考過程を経て優先交渉権者を１者選定する。また、その他優秀な提案を行った参加者には順位を付して、順位に従って順次、次選交渉権者とする。

ただし、優先交渉権者及び次選交渉権者は合計点数が満点の６割以上の者に限る。

エ 詳細協議

優先交渉権者は、契約を締結するまでの諸条件について、本市との詳細協議を進めるものとする。

オ 契約の締結

優先交渉権者は本市と協議を行い、協議が整えばESCO契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合は、次選交渉権者と詳細協議を行う。なお、契約までの費用については、優先交渉権者の負担とする。

カ 事務局

担当窓口：横須賀市文化スポーツ観光部美術館運営課（横須賀美術館事務室内）

所在地：横須賀市鴨居４丁目１番地

電話：046-845-1211

電子メール：kanri-sukabi@city.yokosuka.kanagawa.jp

（７）地元業者の活用

参加者は、既設設備の撤去工事、ESCO設備の設置工事並びに維持管理において、可能な限り市内工事業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮すること。

# ４　事業全体スケジュール（予定）

1. 本事業は、次の日程（予定）で行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 日　　程 |
| １ | 募集要項の配布（本市ホームページで公開） | 令和７年７月25日（金） |
| ２ | 参加表明書及び参加資格確認書類の受付 | 令和７年７月25日（金）から令和７年８月22日（金）まで |
| ３ | 質問受付 | 令和７年７月25日（金）から令和７年８月18日（月）まで |
| ４ | 質問回答 | 令和７年８月20日（水） |
| ５ | 参加資格確認結果の通知 | 令和７年８月28日（木） |
| ６ | 提案書の受付 | 令和７年８月29日（金）から令和７年９月17日（水）まで |
| ７ | プレゼンテーション | 令和７年９月22日（月） |
| ８ | 選考結果の通知 | 令和７年９月29日（月） |
| ９ | 協定書の締結 | 令和７年10月上旬 |
| 10 | 現地調査、詳細協議、美術館設計者による設計確認、事業計画書作成 | 令和７年10月中旬から令和７年12月上旬まで |
| 11 | ESCO契約の締結 | 令和７年12月上旬 |
| 12 | ESCO設備の施工 | 令和７年12月上旬から令和８年７月上旬まで※ただし一部の範囲については、令和８年３月中旬までの施工完了を必須とする。 |
| 13 | ESCO設備の維持管理等 | 上記一部の範囲については令和８年４月１日からその他の範囲については令和８年７月上旬から令和９年３月31日（水）まで※ただし、本業務終了後も、省エネルギー効果検証・保証業務に関しては、本市議会において当該予算が承認され、かつ、双方合意がある場合に限り、最長で令和11年３月31日までの間、年度ごとに契約を締結する予定。 |

※ このスケジュールは変更する場合がある。

（２）募集要項の配布

募集要項は、本市ホームページにて公表する。

（３）参加表明書及び参加資格確認書類の受付

 　　 参加者は、以下により参加表明書及び参加資格確認に必要な書類を持参または書留郵便で提出すること。

（４）提出書類

ア　参加表明書（様式第２号の１）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

イ　グループ構成表（様式第２号の２）【 グループで応募する場合 】

グループとして参加する場合は、参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、施工役割、その他役割（分担名を記載すること））を明確にすること。また、横須賀市競争入札参加有資格者名簿（かながわ電子入札共同システム）に登録されている構成員は認定番号を記載すること。

併せて、各構成員の間で交わされた契約書または覚書等の写しを添付すること。

ウ　参加者概要（様式第３号）

損益計算書、貸借対照表について、直近３期分を添付すること。グループで応募する場合は各構成員についてそれぞれ書類を作成、添付すること。

エ　ESCO関連事業実績一覧表（様式第４号）

　　グループで参加の場合は、事業役割を担う参加者で作成し提出すること。

a事業件名

契約書上の正確な名称を記載すること。

b発注者

発注者名を記載すること。

c受注形態

単独又はグループの別を記載すること。

d契約金額

消費税及び地方消費税相当額を含む金額の総額を記載すること。（千円単位）

e契約年月日

契約締結日を記載すること。

f契約期間

契約始期及び終期を記載すること。

g施設（設備）概要

ESCO関連事業の対象とした施設（設備）の用途及び構造、規模面積、数量等、　　　　　　　工事完了年月日を記載すること。

h主な契約内容

　ESCO関連事業で対象とした機器及びパフォーマンス契約の有無と種類を記載すること。

オ　LED化事業設計実績一覧表（様式第５号）

グループで参加の場合は、設計役割を担う参加者で作成し提出すること。

a事業件名

契約書上の正確な名称を記載すること。

b発注者

発注者名を記載すること。

c受注形態

単独又はグループの別を記載すること。

d契約金額

消費税及び地方消費税相当額を含む金額の総額を記載すること。（千円単位）

e契約年月日

契約締結日を記載すること。

f契約期間

契約始期及び終期を記載すること。

g施設（設備）概要

LED化事業設計の対象とした施設（設備）の用途及び構造、規模面積、数量等、　　　　　　　工事完了年月日を記載すること。

h主な契約内容

　LED化事業設計の対象とした機器及びパフォーマンス契約の有無と種類を記載すること。

カ　暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式６）

グループで参加の場合は、全ての構成員が提出すること。

キ　納税証明書

前年度の法人事業税、消費税及び地方消費税、市税の納税証明書を各１通綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

（５）参加資格の確認

参加資格要件の確認は、前号の参加表明書の提出日をもって行うものとし、その結果は、参加資格の有無にかかわらず、「参加資格確認通知書（様式７）」により、令和７年８月28日（木）までに電子メールにて参加者（代表者）に通知する。また、参加資格を満たした参加者については、併せて提案書の提出を要請するとともに「（６）配布資料」を送付する。

1. 配布資料

ア　対象設備リスト

イ　既設竣工図面のうち業務に必要な部分

（７）質問受付・質問回答

ア 質問の方法

質問は質問書（様式第１号）を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参は不可とする。質問１件につき１枚提出すること。なお、電子メールの件名は「横須賀美術館ESCO事業質問書」と記載することとし、メール送付後、電話でメールの到着を確認すること。

提出期限後の質問及び指定の方法によらない質問は、一切受け付けない。また、質問の内容は明確に記載すること。

イ 受付期間

令和７年７月25日（金）から令和７年８月18日（月）午後５時まで（必着）

ウ　質問回答

令和７年８月20日（水）までに、本市ホームページに掲載する。

（８）提案書の提出

提案書の提出を要請された参加者は、（６）配布資料を基に「６ 提案時の提出書類・作成要領」に従い、提案書を作成し、事務局へ持参する。

ア 受付期間

令和７年８月29日（金）から令和７年９月17日（水）まで

イ 受付時間

　　　　受付期間中の平日、午前10時から午後５時まで

　　ウ 提出書類

　　　　「６ 提案時の提出書類・作成要領」によるものとする。

（９）参加の辞退

　　　提案書の提出を要請された参加者が以降の参加を辞退する場合は、提案辞退届(様式第８号)を１部、事務局に持参又は郵送で提案書受付の締切日の前日までに提出（郵送の場合は必着）すること。

# ５　提案時の提出書類・作成要領

(１) 提案時の提出書類

ア　提案書提出届（様式第９号）

イ　提案企画書

以下の提出書類の様式ごとにインデックスを付け、Ａ４縦長ファイルに綴じたものを10部（正１部、副９部）提出すること。なお、正１部には代表者印を押印すること。また、併せてPDFファイル形式等の電子データを作成し、電子媒体（CD-ROMまたはDVD-ROM）を１部提出すること。

1. 提案総括表（様式第９号の１、２、３）
2. 設計に関する提案書（様式第９号の４）
3. 施工に関する提案書（様式第９号の５）
4. 維持管理に関する提案書（様式第９号の６）
5. 環境に関する提案書（様式第９号の７

(２)作成要領

　ア　一般事項

(ア)提案総括表及び提案書には参加者の名称、その他企業名が特定される内容、ロゴ等は記載しないこと。

(イ)使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、横書きを基本とする。なお、原則として、フォントはＭＳ明朝体10.5ポイントで記載すること。

(ウ)提案書提出届（様式第９号）により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類をＡ４縦長ファイルに綴じたもので提出すること。

イ　提案届出書（様式第９号）

事業者名もしくはグループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

提出は正本のみとし、副本は不要とする。

　ウ　提案企画書

(ア)目次

事業者の様式によること。ただし、用紙の大きさはＡ４判とし、横書き、縦型（左綴じ）、両面印刷で作成すること。

（イ）本編

a事業者の様式によること。ただし、用紙の大きさはＡ４判とし、横書き、縦型（左綴じ）、両面印刷で作成すること。

bページ番号を記載すること。

c多色刷り、イメージ図、イラスト等の使用は可とする。

d記載内容については、別紙「横須賀美術館展示スペース等照明LED化および監視カメラ改修ESCO事業プロポーザル　要求水準書」を参照するとともに、的確な審査ができるように具体的な記述を心がけること。

e別紙

　企画提案書に関係する根拠資料、別図、仕様書を添付できるものとする。

別紙毎に通し番号を記載し、企画提案書の対応箇所に別紙の番号を記載すること。

　　　　　なお、事業者の様式によること。

# ６　審査及び審査結果の通知

（１）審査

プロポーザル評価委員会が提案書に基づき総合的な審査を行い、優先交渉権者１者及び次選交渉権者を選定する。審査に当たっては、次表の項目についてそれぞれ評価し、評価点を算出するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 視点 | 配点 |
|  技術点 |
| 　 | １．設計に関する提案 | ・使用機器について・設置場所等にについて | 30 |
| 　 | ２．施工に関する提案 | ・安全性について・品質について・施工工程について・概略工程表、施工日数平均、資材置き場の選定等について・市内事業者の活用について | 50 |
| 　 | ３．維持管理に関する提案 | ・効果検証について・事業開始後の修繕について | 30 |
| 　 | ４．環境に関する提案 | ・地球温暖化対策への貢献度について・既存設備の撤去・産廃について | 20 |
| 　 | ５．事業者提案 | ・会社概要、実績等について・事業者のノウハウ等に基づく提案・質疑等への対応 | 20 |
|  価格点 |
| 　 | ６．事業費の総額 | 安価かつ積算根拠の妥当性 | 40 |
| 　 | ７．削減保証額 | 最大化かつ積算根拠の妥当性 | 10 |

（２）審査の流れ

審査については、以下の流れで行う。

ア　プレゼンテーションは、令和７年９月22日（月）に開催することを予定している。なお、プレゼンテーションに関する詳細（実施日時、開催場所など）については、参加事業者に対して別途通知する。

イ　プレゼンテーションの出席者は６名以内とする。

ウ　参加者は、提案書をもとに20分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、プロポーザル評価委員による質疑応答を20分程度行う。（計40分）

エ　企画提案書等に記載した内容に沿ってプレゼンテーションを行うこと。なお、会場にはモニター及びHDMIケーブルを設置しているため、参加者は持参したPC等を接続し、プレゼンテーションソフトを使用してプレゼンテーションを行うことができる。

オ　プレゼンテーション及びヒアリングの内容は、企画提案書に含めて審査対象とする。

カ　審査の結果、プロポーザル評価委員の合計点数が最も高い提案をした参加者を優先交渉権者とし、本事業契約に向けて詳細協議を行う。また、優秀な提案を行った参加者には順位を付して、順位に従って順次、次選交渉権者とする。なお、合計点数が同点の場合は、提示された事業費がより安価な参加者を優先する。事業費も同額の場合はプロポーザル評価委員長の判断により優先交渉権者を決定する。ただし、優先交渉権者及び次選交渉権者は合計点数が満点の６割以上の者に限る。

（３）審査結果の通知

審査結果は、令和７年９月29日（月）に郵送にて本市から参加者（代表者）に通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。また、審査結果に対する理由についての説明は書面により求めることが出来る。

（４）失格

以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア　期限を過ぎて書類が提出された場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ　募集要項に違反すると認められる場合

オ　提案プレゼンテーション（ヒアリング）に参加しなかった場合

カ　提案額が「２事業概要（５）事業費上限額」に掲げる額を超えている場合

キ　本実施要項及び要求水準書で求める条件、必須事項について、満たさないものがある場合

# ７　その他

1. 企画提案書等の取り扱い

ア　企画提案は、１者または１グループにつき１案のみとする。

イ　企画提案書等の作成・提出、ヒアリング実施のための旅費等、本企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

ウ　企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとする。

エ　原則として、企画提案書等提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、本市の判断により記載内容の確認、補足資料の提出、資料の補正等を求めることがある。

オ　提出された企画提案書等は、横須賀市情報公開条例（平成15年12月19日条例第21号）第２条に規定する行政文書に該当し、同条例第６条の公開請求があった場合、企業の利益を損なう部分を除き公開の対象となる。

カ　提出された企画提案書等は、返却しない。

キ　企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属するものとし、本件プロポーザル以外には提案者に無断で使用しない。

ク　企画提案書等は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲または情報公開等のために複製を作成することがある。

ケ　優先交渉権者と基本協定を締結した後は、優先交渉権者の企画提案書等を、成果品が納品されるまで関係者の閲覧に供するものとする。

コ　企画提案書等の内容は、契約を構成する文書の一部とし、優先交渉権者選定後に締結する契約に反映する。その履行については、施工中はもとより、計測・検証及び保証段階においても、その義務を負うものとする。万が一、提案の不履行及び不足等が生じた場合、本市は、優先交渉権者に対して、相応の賠償を請求するものとする。

# ８　契約に関する事項

（１）　詳細設計の結果、提案者自身の責に帰する原因により、次選交渉権者の提案を下回る内容となった場合、優先交渉権は次選交渉権者に移るものとする。提案者自身の責に帰する原因により優先交渉権を失った場合、詳細設計費用を含むそれまでの費用は一切支払わないものとする。

（２） 業務委託契約の締結に先立ち、詳細設計後の資料を、竣工時に横須賀美術館の設計を担当した株式会社山本理顕設計工場に開示し、設備の改修により施設の意匠性が損なわれることがないかの確認を行うものとする。この確認の結果、意匠性の喪失につながると判断された場合、該当部分の再設計を行うこと。

（３）　優先交渉権者の選定後において、優先交渉権者（共同企業体の構成員及び業務補助者を含む。）に本プロポーザルにおける失格事項に該当することが判明した場合は、当該優先交渉権は次選交渉権者へ移るものとする。

（４）優先交渉権者は、本市との協議が整い次第、提案内容の範囲内において業務委託契約を締結するものとする。

また、業務委託契約の条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがある。

（５）　契約手続き及び契約書は、横須賀市契約規則（平成元年３月31日規則第11号）、その他本市の契約に関する規定に定めるところによる。